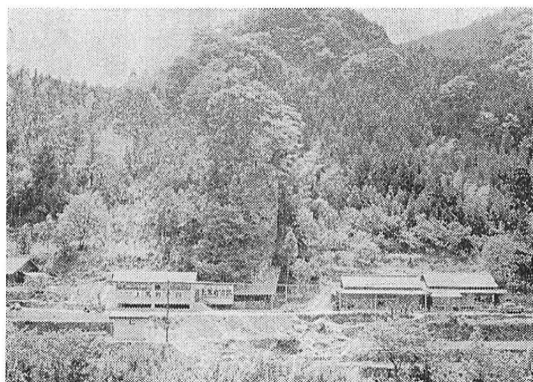


第二部
旧村の沿革

第一篇 久万山の歴史



上黒岩遺跡

第一章 岩陰遺跡

- 第一節 久万山について……………三九九
- 第二節 上黒岩の岩陰遺跡……………四〇〇

第二章 古代の久万山

- 第一節 浮穴郡の起り……………四〇二
- 第二節 古代の道……………四〇四
- 第三節 いよすだれ……………四〇五
- 第四節 大宝寺と岩屋寺……………四〇六

第三章 中世の久万山

- 第一節 伊予の河野氏……………四〇八
- 第二節 大野氏と大除城……………四〇九

第四章 藩政時代の久万山

- 第一節 松山藩の支配……………四二三
- 第二節 四国遍路……………四二〇
- 第三節 土佐街道……………四二二
- 第四節 百姓一揆……………四二六
- 一、久万山一揆……………四二八
- 二、土佐農民の久万山逃散……………四二八
- 第五節 飢饉と備荒貯蓄……………四三三

第一章 岩 陰 遺 跡

第一節 久万山について

四国の地図を見ると東西に帯をしめたような四国山脈が高く連なっているが、その主峰石鎚山は高さが一、九八二呎あって、それから西はだいたい支脈を西と南西の二つに分けて、しだいに低くなっていく。久万山と呼ばれる地域はその支脈の間に挟まれた複雑な高原地帯にあたる。

久万山の東と南は高知県と境しており、石鎚山の南麓を流れ下る面河川は、久万山を流れる多くの支流を集めて水量を増し、深い谷をつくって東に向い仁淀川と名をかえて、高知県に流れ去って行く。

藩政時代にはこの久万山は、土佐国へ出るにもまた北の松山城下に出るにも七〇〇呎から一、〇〇〇呎以上の峠を越えねばならぬ不便な地であった。この山ふところに抱かれて久万山六千石といわれた松山藩の南部二四の村々が眠っていた。もっとも久万山と呼ぶ場合は大洲藩領となつ

ていた下野尻・露峰・二名・父野川の四村も含めなくてはならないので、これ全く大名の石高の計算上の都合からむりに切り離されていたわけであった。久万山は村と村との連絡がまた不便をきわめる。峡谷に沿うたせまい道や、高峻な峠を越えて、ようやく隣村に達するのであった。どの村も高度五〇〇呎以上、水田はごく少く、どの村も山畑に大豆・とうきび、或は換金作物として茶・楮をつくり、また紙すきをして細々と暮していた。この山里は新曆一月にはいると小雪がちらつきはじめ、一二月から三月までは雪に埋れてしまう。来る日も来る日も白皚々はくががの大雪が降りつもり、さては猛吹雪がたけり狂う。いろりを囲んで明け暮れる長い長い久万山の冬である。

この「くま」という地名については、いろいろの説がある。まず、

1、アイヌ語の「くま」で「横山」という意味。大昔はアイヌが日本全土に住んでいたといわれる。

2、「隈くま」である。この字には、彎曲わんきよくして入り込んだ所、奥まってかくれた所、かたすみ、へんび、などの意味がある。

3、「こま」という語からくまとなったもの。こまは河

間、麓、麓から峰につぶく稜線、といった意味がある。

4、弘法大師伝説の「おくま」というばあさんの名前からはじまった。久万町のおくの方一帯だから久万山と
いうのだ。

5、動物の「熊」がすんでいたから、「くまのすむ山」の
意味。

6、九州の熊襲族が、ここに移住したのでいう。

といった類である。アイヌ語の「横山」でも説明がつかないし、「隈」もこのあたりの地形をよく表わしているようだが、この地方では「隈」をそんな意味には使わない。外部の人が地名をつけたというのもおかしい。「こま」にしても同様で、やはりその地方に住んでいる人がつけた地名でなくてはなるまい。弘法大師のも伝説にすぎないし、九州の熊襲なども疑わしい。動物の熊は大正の初年ごろまでこの地方の山の中にすみ、最近には山つづぎの中山町に現われたことも知られている。「熊」とは強い動物で、昔の人にはほこりとする名ではなかったか。古い文書にこの地方のことを

浮穴郡荏原郷熊ノ庄

などと書いてあるのを見ると、この熊の名からつけられた地名のようにも思える。

久万という文字がはじめて古書に見えるのは、鎌倉時代の「吾妻鏡」で、この本の元久二年（一二〇五）の所に、伊予国の家人久万太郎大夫高盛、寺町五郎大夫信忠らの名が出てくる。久万、寺町などは住んでいた地名を苗字としたものだろう。また室町時代の永享四年（一四三二）には明正という者から大野弥治郎に土地を譲った文書に、「大田のうち本郷、久万のこと、ゆずり奉る也」書いてある。大田とは今の小田地方の事である。

第二節 上黒岩の岩陰遺跡

昭和三六年に上黒岩で、縄文早期の人類の住居跡が発見せられて人々を驚ろかせた。日本の考古学の書物に「愛媛県上浮穴郡美川村上黒岩」という地名の記されていないものはないほどに、ここは有名になって来た。

地下五層、第九層といわれる最も古い住居跡にあった木炭片は、アメリカのミシガン大学の炭素放射能判定で、今

から一万二、〇〇〇年前のものと知らされた。

いったい、われわれ人類の祖先が地球上に現れたのは五万年前といわれている。その遺跡は南ヨーロッパの洞窟の中に見られ、打製石器を使って鳥獣魚貝などをとって生活していたらしい。このような時代は非常に長くつづいたので旧石器時代と呼んでいるが、今から一万年くらい前になると、食物貯蔵などの必要から土器をつくるようになって来た。日本で最初につくられた土器には縄目のもようがつけられているので、これを縄文土器と呼んでいる。人類が土器を使用するようになると新石器時代と呼ぶので、日本ではこの時代になって人間が住みはじめたと考えられ、「日本に旧石器時代なし」と、久しい間、言われて来た。

それが昭和二四年に群馬県岩宿いわじやくの赤土層の中から土器を保持しない石器だけが発見されてから、日本にも土器のない古い時代のあったことが考えられるようになった。しかしまだはっきり旧石器時代とも言い切れないので、「先土器時代」と呼んでいる。

新石器時代になって縄文土器が使われた時代は長くて、何千年もつゞく。同じ縄文土器といってもしだいに変わって

いくので、これを縄文早期、縄文前期、縄文中期、縄文後期、縄文晩期の五期に分けている。縄文晩期のあとには弥生土器の時代がつゞくので、この縄文土器の終りは今から二、三〇〇年くらい前のことと考えられている。

日本はごく古い時代はアジア大陸の一部であったが、今から一万年くらい前に海面が高まって朝鮮と九州の間が切れて、今日のような島国になったという。縄文時代はちょうどそのころからはじまると考えられていた。

上黒岩の第九層からは外国の旧石器時代末期に槍先に使われた尖頭石器せんとうが出ている。だからこれは先土器時代の遺跡かと思われるが、同じ九層から縄文早期の隆起線文土器りゅうきせんぶんも出ているので、やはり縄文早期の遺跡であることは疑いない。先土器時代から新石器時代に移りかわっていく時期の遺跡といえよう。ミシガン大学測定の一萬二、〇〇〇年前を信ずるなら、日本の縄文時代は今まで考えていたよりも、ずっと早く始まっていたことになる。したがって上黒岩遺跡は、縄文早期というよりも一つ古い「縄文章創期」の遺跡とも呼ぶべきものである。

しかし考えるべきことは、この岩陰遺跡を残した人間は

現在の久万山人につながるものではない、ということである。縄文時代につづく弥生時代には人間の生活が進んで、稲作を行なうようになる。水田耕作が始まるようになると、このような山地は見捨てられて、人々は平地へ移動して行く。

歴史時代は平地からはじまってくる。そしてこの久万山の地は久しく人の住まぬ土地として忘れ去られる。このような久万山に人々が改めて住みつくようになったのは、平地の人々の増加によって、しだいに山間地へまで開拓が進んだからであろう。

第二章 古代の久万山

第一節 浮穴郡の起り

浮穴郡という名がはじめて古文書に見えるのは奈良時代の天平てんぴやう一九年（七四七）に大和国法隆寺が役所に報告した財産目録である。この中に、法隆寺の荘しやう（私有地）が伊予国に一四カ所ある。その内訳は神野郡一所、和氣郡二所、風早郡二所、温泉郡三所、伊予郡四所、浮穴郡一所、骨奈島一所であるとしている。神野郡はのちの新居郡、骨奈島は忽那島、つまり今日の中島のことである。

これらが今のどこにあったかは明らかでない。ただ「浮穴郡一所」というのが今の上浮穴郡内でないことはたしかである。浮穴郡とよばれたのは、今の上浮穴郡に三坂峠の久谷側から砥部町、それから広田村まで、西は中山町から双海町まで、重信川から北では森松、それから東へ南吉井・拝志・川内町の三内までという広い範囲を含んでいた。

そのため明治一一年に上浮穴郡・下浮穴郡と分けたのである。おそらく奈良時代の財産目録のころの浮穴郡の範囲には、今の上浮穴郡ははいっていなかったであろう。

「浮穴」はどう読むのであろうか。平安時代の承平年間（九三〇年代）に源順がつくった「和名抄」という本は当時の百科辞典であるが、その中に郡名の読みにくいものにカナをつけてくれている。それによると、

宇城 安奈
浮穴

とある。だから「うきあな」が正しい読み方である。

では浮穴というむずかしい郡名は、何によってつけられたであろうか。現在、奈良県大和高田市の近くに、近鉄の「浮孔」という駅がある。ここは安寧天皇の片塩浮穴宮（うきあな）という皇居のあった所と伝えている、なぜ浮穴宮と呼んだか、というところのすぐ西側に金剛山脈が南北に連なっており、これを越すと大阪府、昔の河内国若江郡で、ここに浮穴氏と呼ぶ一族が古くから住んでいた。この一族が繁栄して山脈を越えてここまで勢力をのばしていたものと思われる。

おそらく、この河内国の浮穴氏の分れが海を越えて伊予

国に住みついたのであろう。そしてその氏の名が郡名となったものであろう。平安時代初期の「続日本後紀」の承和元年（八三四）の記事に、伊予国人浮穴直千継（うきあな）という者の名が出てくる。直は朝廷から賜った家格を示すものである。そして千継の先祖は大久米命（おおくみのみこと）としてある。大久米命の子孫は大久米氏でもあるから、大久米氏と浮穴氏は同族である。

して見るとこの両氏は相携えて伊予国に移り住み、大久米氏は大久米郡に、浮穴氏は浮穴郡に住みついて、この地方を開拓したと考えられる。

なお、「越智氏系図」というものを見るとその中に、浮穴四郎為世という者が、高井に館をかまえたことを記しているから、浮穴氏の根拠地は今の松山市高井のあたり、したがってこのあたりが浮穴郡の中心であったと考えてよからう。

浮穴郡がいつ出来たかは明らかでない。ただ奈良時代の天平十九年、つまり今から一、二三〇年くらい前にはすでに出来ていたということがわかる。

なお藩政時代に松山藩では浮穴郡を里分と山分に分けて

いた。久万山はその山分であった。

第二節 古代の道

三坂の險があるために交通不便な久万山は「陸の孤島」とも呼ばれたが、藩政時代にはどうでも松山城下との間に用務が多かったので往来がさかんであった。それだけでなく、ここは松山、高知を結ぶ最短距離の地であったので土佐街道が通じ、久万町はその中間の宿場町として栄えたわけであった。

だがそれは近世の話で、古代にここに主要道路が通じていたかどうかについては疑問が多い。大化改新（六四五）による中央集権の確立にともなつて、都を中心に諸国の国府（今の県庁）を結ぶ官道がつくられた。官道とは役人の公用旅行のために駅家・駅馬を備えた主要道路のことである。

伊予国の国府のあつた所は現在の今治市内の予讃線富田駅付近と考えられている。讃岐国から伊予国に入って国府に達する官道には大岡・山背・近井・周敷・越智の五駅があつたが、養老二年（七一八）五月七日土佐国から「官道

が伊予国を通つて土佐に入っているので道のり遠く、山谷けわしく不便であるから阿波国を通る道にかえてもらいたい」と願い出て許可されている。また「行基図」という日本の古図を見ると、浮穴郡の山地から仁淀川に沿うて土佐国に入る道があつたようにも見える。また松木という地名はうまつぎという言葉のつまつたもので、馬次、つまり古代の駅をさすものであるという意見がある。

そのために、養老二年までは、伊予国府から道後平野に出て三坂を越えて土佐に入る官道が通じていたので、柳谷村の松木はその駅の名残であると説く人がある。

しかし「行基図」というのは全国の道を一枚の紙に書いた概略図で、四国あたりは全くの一笔がきで頼りになるものではない。また松木という地名はすべて「うまつぎ」から転じたものとはばかりは言えないし、道遠く山谷けわしいというのは久万山道とばかり限らない。今から一、三〇〇年も昔の人の住まぬこの地方をわざわざ廻り道して土佐国に出たとは考えられない。恐らく養老二年までの官道は山背駅（宇摩郡新宮村馬立）から土佐国府に通じていたのであろう。これは江戸時代の土佐藩主山内侯の参勤交代

の道であった。都からの距離を考えると、当然この道を使っていたに違いない。ここにも「腹庖丁の險」などのけわしい難所があつて容易な道ではなかつたので、養老二年に願ひ出て阿波国から南の海岸沿いに土佐に来る道に改められたものと思われる。

第三節 いよすだれ

古代の久万山の産物として「いよすだれ」は有名である。

久万町露峰の西之川口から二ト余りの急な坂を登つた山の一画、わずかに六六町の土地が「イヨス山」と呼ばれて県から天然記念物の指定を受けて、いにしへの面影を残している。ここに自生する「イヨダケ」で編んだ「いよすだれ」は一、〇〇〇年前の平安時代に、都の貴族の邸宅で日除けとして使われた。これが風流なものとして珍重されたらしいことは、清少納言の「枕草子」の中に、

庭いと清げにはき……伊予いよす簾掛け渡し、布障子など張らせ
て住いたる、

などと見え、また紫式部の「源氏物語」浮舟の中にも、

伊予すはさらさらとなるもつつまし、新らしう清げに作りた

れど……

というように、涼しさを呼ぶ貴族生活の風物詩の一つに語られてゐる。

また惠慶法師の歌、

逢ふことのまばらに編める伊予すだれいよいよ我をわびさす
るかな

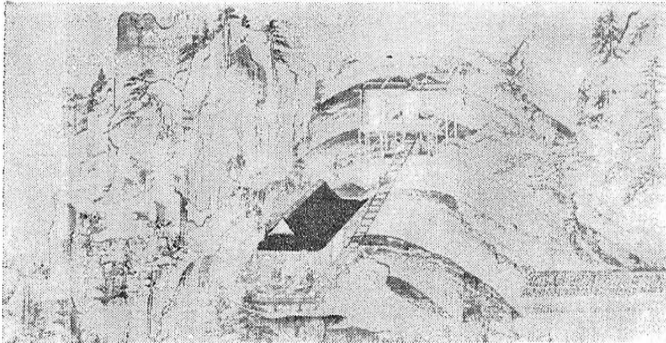
では、恋しい人に逢うこともただえ勝ちで、それは、すき間多く、あらあらしく編んだ伊予すだれのようにわびしい、と形容されている。

植物学者八木繁一の説によれば、イヨダケはまたスダレヨシ、イヨスダレとも呼ばれ、直径三ミ、長さ二タテもある細長い竹で、幅一タテ、長さ二タテ程度のすだれを作るには、およそ七〇〇本の竹がいる。原竹の中央の部分のよい所で仕上げたものは、まことに美しく風通しもよく、ビニール製などとは比較にならない、という。

この外、平安時代の産物として浮穴郡から朱砂、硝石を出している。朱砂しゅさ（朱砂）とは塗料であり、硝石は野尻村から出て一名久万硝えんじょうとも呼ばれたと、のちの本に出ているから、硝石も朱砂も恐らくは久万山から出たものであろう。

第四節 大宝寺と岩屋寺

古代の久万山を考えるとき最も重要なものに菅生山大宝



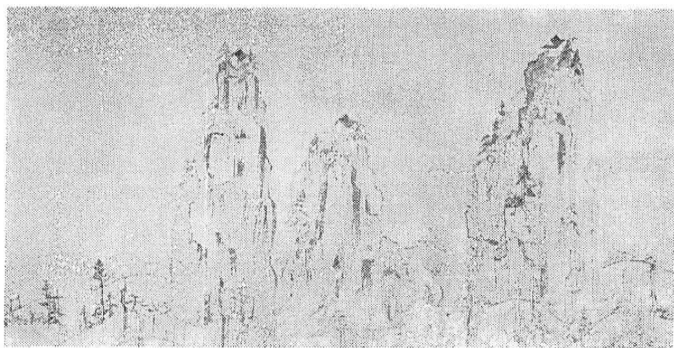
(文永10年) 京都、欲喜光寺蔵
もって修行したようすを示している いったいに絵巻物には空想によって
写実的にかかれていることで名高い。

と、海岸山岩屋
寺がある。大宝
寺は大宝元年
(七〇一)の創
建といわれ、岩
屋寺は弘仁六年
(八一五)に弘
法大師の開基と
伝えている。寺
や神社の起源を
書いた縁起とい
うものは史実と
してそのまま信
用することはで
きないが、ひ
じょうに古い時

代につくられたことは確かである。

両寺のことを記した縁起の最も古いものとして鎌倉時代の正安元年(一二九九)に作られた「一遍聖絵」という絵巻物が現存している。これは道後に生れた一遍上人の一代記を弟子の聖戒しやうけいが書いて、円伊という絵師が絵を添えた一二巻ものであるが、この中に文永一〇年(一二七三)に上人が岩屋にこもって修行したことが、岩屋の風景画を添えて記されている。この中に両寺の縁起を次のように述べているのである。

ここは観音が現れた靈地であり、仙人修行の古跡である。仏教のまだ弘まらぬ時代に安芸国の獵師が、この山に入って狩をしていた。ある夜、朽木に弓を当てる獲物をねらっていたが、その後、この古木が夜半光を発するので昼になってよく見ると、これはひじょうに古い木で所々苔むし、洞の中に金色に光る人の形をしたものがある。この獵師はまだ仏菩薩のことを聞いたことはなかったが、これは観音であるとさとして弓を棟梁むねしらとし、着ていた菅簞すげのみを上葺うわぶきとして草舎を作って安置しておいた。のち三年ばかりしてまたこの山に来てその場所を探したところ、菅の生い茂る中に本尊が巖然といらっしやるので、うれし



「一 遍 聖 絵」にかゝられた岩屋寺の図
 今から900年前に円伊という画家がかいたもので、一遍上人が岩屋にこ
 かかれたものが多い中で、「一遍聖絵」(六条縁起ともいう)は、きわめて

く思い立派に堂を
 建てて菅生寺と呼
 んで信仰をつづ
 け、狛師はこの地
 の守護神となっ
 た。今も野口明神
 と呼ばれてまつら
 れている。のち用
 明天皇のころ隋の
 国から使が来て、
 文帝のきさきが観
 音の靈瑞によって
 懐胎したと言って
 三種の宝物を捧
 げ、自らも留まっ
 て守護神となり、
 白山大明神として

堂の南に祀られた。のちにこの堂に廂せうをつけ加えたが火災が起
 り、廂だけが焼失した。また火災があって堂舎は焼けたが、本
 尊と三種の宝物は自らとび出して前庭の桜の木に登った。その

後また火災があって本尊はさきのように桜の木にのがれ、堂は
 焼けたが三種の御物は灰の中に焼け残っていた。前庭の桜は本
 尊出現の朽木の若木である。このように仏教最初のころから靈
 驗あらたかな本尊である。

仙人は土佐国の女人で観音の靈験を尊び、この巖窟にこもり、
 五障の女身から抜け出ようとして一心に法華経を誦誦した結
 果、飛行自在の身となった。ある時は文殊菩薩と普賢菩薩が、
 またある時は地藏菩薩と弥勒菩薩も現れたので、それぞれその
 場所になをつけた。四十九院の窟は仙人が父母のために極楽を
 現じた跡であり、また三十三所の靈窟は行者が靈験を祈る場所
 である。ここには奇岩怪石の連峰がそばだち、月は法身常住の
 姿をみがき、幽洞のほとりは草木茂り、風は妙なる音楽をかな
 でて焼香供華すると見え、仙人の誦誦經典の声も信仰心ある人
 々は今なお聞くとする。仙人は衆生救済のため遺骨をとどめた
 ので一字の精舎を建てて万人の良縁を結ばせている。ここは今
 一つの堂舎は弘法大師御作の不動尊を安置しており、大師修行
 の古跡は不動尊とともに、もとのままに残っている。

これは原文をわかり易く書きかえたものであるが、「一遍
 聖絵」は上人参籠さんろうの地を、菅生の岩屋と記しておるよう
 に、明らかに大宝寺と岩屋寺の縁起を混同している。観音

出現は大宝寺のことであり、仙人修行は岩屋寺であるが、昔は岩屋寺は大宝寺の奥の院とされていたので一寺のように記したものか。後世の縁起類では観音像を発見したのは豊後国の狛師で明神左京と隼人の兄弟となっているが、これは「一遍聖絵」の語る所が原形で、後世いろいろつけ加たとばかりは言えない。明神左京、隼人の名を記した別の縁起が古くからあったのかも知れない。

聖戒が「一遍聖絵」を書いた六八〇年前の鎌倉時代に、すでに両寺の建立は遠い昔のこととして明らかでないところを見ると大宝元年、弘仁六年とまでは遡らないにしても、ずい分と古い由緒ある寺であり、したがって久万山の歴史の古さも推察されるわけである。

第三章 中世の久万山

第一節 伊予の河野氏

鎌倉時代から戦国時代の終りにかけてのおよそ四〇〇年間、伊予国の中心となるのは河野氏である。

河野氏が古代の名族越智氏から分れた家柄であることは定説となっているが、河野氏を称するようになったのは、平安時代末期に風早郡河野郷（現北条市）に居所を定めたことによる。

源頼朝が伊豆国から平氏討伐の旗上げをしたのに応じて、河野通清、通信の親子は翌年の養和元年（一一八一）に高繩山で兵を挙げて平氏の軍と戦った。父の通清は戦死したが、通信は寿永三年（一一八四）に平氏追討に向った義経を助けて、伊予水軍を指揮して屋島、壇の浦で戦い、その武功を賞されて道後七郡の守護となり家門繁栄の基を開いた。

しかし、源氏滅びて北条氏の世となると志をのばす事が出来ず、承久の変（一二三二）では京都方に味方して敗れ、

北条氏のためにその所領を奪われ、通信は奥州平泉に流された。こうした悲運の中で通信の子の通久だけは北条氏に味方したため、わずかに久米郡石井郷（現松山市）を保っていた。通久の家を継いだ甥の通有は、蒙古襲来のとき、敵艦に乗り移って勇戦力闘したことで有名であり、通有の従兄の通尚は仏門にはいり、念仏をすすめて全国を行脚した一遍上人である。伊予国では窪寺（現松山市窪野）で三年の修行をし、また文永一〇年（一二七三）に岩屋寺に参籠したことは先に述べた。

南北朝時代六〇年の河野氏の動きは複雑である。一族の土居、得能の二氏が天皇に味方して新田義貞らと行動を共にしたのに対し、通有の子通盛は足利尊氏に随って勢力の得て再び河野郷を根拠地とした。湊川の戦でその部下の砥部荘の豪族大森彦七は大いに戦って、太平記の中で「楠木正成に腹を切らせし者なり」と記されている。

やがて通盛は根拠地を河野郷から道後湯築城に移して、足利方の中心勢力となるのであるが、その後通盛の子通朝は同じ足利方の讃岐の細川氏に攻込まれて敗死した。そのため一子通堯は細川氏に対抗するため天皇方に寝返って活

動することになる。

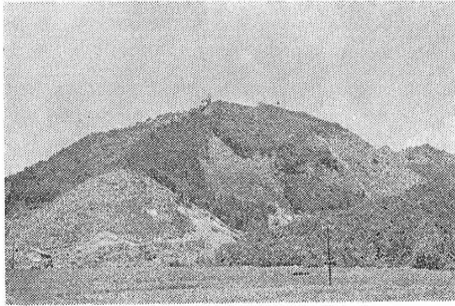
しかし足利氏も三代義満の世となると天下の大勢はきまると。通堯も義満に従って伊予国守護職の地位を得る。

応仁の乱を経て戦国時代にはいると、湯築城の河野氏の勢いは衰えてくる。これに対して新興勢力である土佐国の長宗我部元親が四国の統一を志して侵略して来るようになる。湯築城の河野氏にとって南の防禦線である久万山の状況を述べなければならない。

第二節 大野氏と大除城

河野氏の支配する浮穴郡久万郷、小田郷の地は一、二〇〇畝以上の四国山脈を距てて土佐国の吾川、高岡の二郡と接しているため、土佐側がよほどの決意をもって侵略して来ないかぎり安全であった。したがって天下争乱の中にあっても小田郷を持つ日野・林・土居・安持の四家、久万郷の舟草・明神・山之内・政岡・森・立林・菅家・梅木・山下らの一八家も、安らかに所領を治めていた。

それが、幡多郡中村を根拠とする公家一条氏が戦国大名に成長して近隣の土豪たちを配下にくり入れてくると平和



大 除 城 址

土佐国にも主力の交替があった。天文八年(一五三九)に長岡郡岡興おかうに生れた長宗我部元親は、長ずるにしたがって、鬼才を發揮し、永祿七年(一五六四)には土佐の中央部を支配していた本山氏を滅ぼして、久万郷に接する吾川郡の南部一

は破られた。土佐側から国境線を越えてしばしば侵略、小ぜり合いが行われるようになってくる。

河野氏はこれを防ぐため、郷民の希望にこたえて明神村に大除城おおよひを築いた。現在の国道三三三号線が松山に向って久万町をすぎ、西明神にはいろいろとするあたりの川向うの高さ二〇〇呎の山頂に作られたので、大除とは、「大いに敵を払い除く」という意味であった。久万・小田郷ではこの大除城を中心に三〇余の支城を要所々々に作って、土佐勢に備えた。

帯をその手中におさめるに至った。その威力は久万山に及んだ。河野氏について記した「予陽河野家譜」というものを見ると、天正二年(一五七四)に長宗我部元親と大除城主大野直昌との間に笹力峠の戦というものがあったことが記されている。笹力峠は今日の大野力原であるといわれる。直昌の弟に喜多郡菅田城主大野直之ゆきという者があったが、これがひそかに土佐の元親と手をにぎって主家筋の湯築城主河野通直に叛いたので、河野は五千余騎の兵を送って直之を攻めた。

長宗我部方は元親の妹婿むすこの波川玄蕃はがという者に八百余騎をつけて伊予に送り、直之を援助させたが、これに対して中国の毛利氏は河野を助けて宍戸隆家ししど、吉川元春きつかわ、小早川隆景らの部将に一万余騎をつけて送ったので、土佐方は大いに恐れて降伏した。

直之は死罪に処せられる所であったが、河野家では兄直昌の日頃の忠勤振りに免じて寛大な処置をとり、小田で三百石余を与えて住ませ、その行動を直昌に監視させることにした。しかし直之はこの処置を不服として、ひそかに妻子をつれて小田を出て土佐にのがれ、元親をたよった。

あくる天正二年八月に、元親の使者西村左近が大除城に
来た。そして、

「直之も前非を悔い、また妻子や家来たちも他国の生活
の不便を訴えているので、何とか河野家に取りなし
て、もとの菅田城に帰れるようにはからってほしい」
という書面を直昌に差出した。これに対し直昌は元親のほ
からのの労を謝したが、翌月の閏八月上旬に、西村は再び
大除城を訪れて、

「兄弟の和解はまことに喜ばしい、ついでには今月の下
旬、直之をつれて予土国境で会見し、隣国のよしみを
通じたい」という元親の書面を手渡した。そして西村
との話し合いで、時は閏八月二五日、所は予土国境の笹カ
峠ときめられた。

その当日、元親ははるばる直之をつれて笹カ峠の甫見江
坂まで、また直昌方はそこから五十町ばかり離れた樋カ崎
まで出向いた。そして互に連絡をとり合って会見場所へと
進んだとき、突如として草むらの茂みから土佐方の伏兵二
百余人が関の声をあげて、久万山勢めがけて攻撃して来た。
まったく思いもよらぬことである。不意をつかれた直昌

方は、それでも応戦の態勢をとって防戦につとめたが、土
佐方の術中におちいり、直昌の弟東筑前守はじめ七十余人
のくつきょうの武士達が相ついで討死するという大損害を
うけた。しかし流石に大野直昌は知勇兼備の将であった。
一族の尾首掃部・尾崎丹波・土居式部・日野九郎左衛門ら
と力を合せて勢力を挽回して土佐勢を切り崩し、相手方の
死傷も八十余人におよんだ。ついに甫見江坂の東まで土佐
勢を追い散らし、勝鬨をあげたのである。

この戦いの模様を、さらにくわしく記したものに久万、
小田の旧庄屋家に伝わる、「熊大代家城主大野家由来」と
か、「大野直昌由諸聞書」などがある。しかしこの戦いに
ついてはいろいろ疑問がある。事実とはうけ取れぬふしが
ある。藩政時代に久万・小田地方の各村々の庄屋となった
家すじは大野家の家臣の子孫が多いので、あるいは先祖の
功業を誇るため作られた部分が多いのではないかと考えら
れる。だが、この天正二年あたりから急に大除城主大野家
が衰えて来たこと、現に大野ヶ原という地名が残っている
事実などから見て、この通りの戦いはなかったにせよ何か
土佐方との間に衝突のあったことが想像される。

なお前記の「大野直昌由諸聞書」などによって大除城の支城を調べて見ると、現在の美川村分に四城があったことが判る。城の名・所在・城主名は次の通りである。

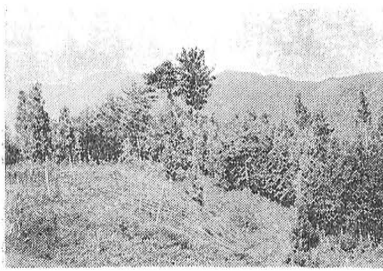
鷹森城 熊七鳥古味成 越智 帶刀たて

石本城 熊大川梅ノ木 梅木馬之介

銭尾城 熊日ノ浦 菅 新左衛門

高森城 熊有枝内分 佐伯重兵衛

もっとも当時の城というものは大除城にしても近世の城郭建築のようなものではない。武士といっても平時には城地の近くの平地に居宅を構え農耕のかたわら軍事の訓練をし、戦争となると住居を引き払って兵糧・武器を運び上げて城地に立てこもる手筈だったと思われる。したがって城というよりも、「かきあげ」または「とりで」と呼ぶにふさわしい手軽く築きあげた城塁で、あり合せの材木で周囲に柵を



址 城 尾 銭

立てめぐらし、見張りと防禦に当る程度であった。なお右の四城主のうち鷹森城の越智帶刀は、笹力峠の討死七十余人の一人であったと記されている。

大除城の支城の一つに久万入野に天神森城というのがあり、その城主は梅木但馬たじまというが、七鳥の畑の中に古い墓が一基あって、正面に「興元院真閣英寛居士」とあり、側面に梅木但馬守菅原高賢・天文二癸巳年三月九日、と没年が刻まれている。天文二年は西暦一五三三年であるから大除開城の天正一三年よりは五三年前に死んでいるので、

さきの「熊大代家城主大野家由来」に大除開城後に七鳥村に移り住んだという梅木但馬は、恐らく墓の主の子か孫であらう。但馬は代々の襲名と考えられる。

この墓石の形式がいかにも新しい所から見ても、これは遠孫が先祖のために作ったものであらう。梅木家はずっと藩政時代を通じて東川村の庄屋役を勤め、また享保九年（二七二四）までは七鳥村・仕出村の庄屋役も兼ねていたというから、恐らく何代目かの庄屋が供養のために建てたものと思われる。

第四章 藩政時代の久万山

第一節 松山藩の支配

秀吉の四国征伐で功のあった小早川隆景は河野氏が滅びたのち、天正一三年八月に伊予一国で三五万石を与えられた。その隆景が同一五年（一五八七）に筑前名島に転封になって、福島正則が東中予で一一万石を与えられて湯築城にはいり、南予では戸田勝隆が一〇万石を得て大洲地蔵カ嶽城に入った。

このとき久万山の一部が戸田勝隆の所領に組み込まれることになった。戸田の九人衆と呼ばれた有力な家臣団が小田分で六、〇〇〇石を与えられたが、小田分は四、八五二石一斗しかなかったので不足分一、四一七石九斗を二名、父ノ川・露峰とさらに野尻から三三三石を分割（下野尻と呼ぶ）して補ったのである。これが久万山四村が藩政時代を通じて大洲領となる基を作った。

文祿四年（一五九五）福島正則は尾張国清洲に転封となつて、そのあとへ小川祐忠が七万石で府中城、加藤嘉明が六万石で正木城に入り、また戸田勝隆病死後の南予へは藤堂高虎が七万石で板島城に入った。

加藤嘉明は慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦の戦功によつて一躍二一万石となり、松山城を築いて慶長八年（一六〇三）に入城した。加藤の松山在城は二〇余年におよび、寛永四年（一六二七）に会津四〇万石に転ずるのであるが、その間久万山は重臣佃十成の知行所となっていた。

十成は久万山で庄政を行つたらしい。寛永三年（一六二六）二月に久万山庄屋らは大川村の土居三郎右衛門、日野浦村の船草次郎右衛門を代表として直接に加藤嘉明に支配者の交迭を願ひ出ている。その理由として年貢の過重取立てと、百姓を連日松山の屋敷に呼んで労役を行わせることを挙げている。この結果は十成から所領を取上げ、その子三郎兵衛に与えることになったので二人の庄屋は、ぜひ他の人にと押返し歎願したが、家老堀主水・足立新助から、このことを含んで庄政を行うようなことはさせぬという証文を貰つて、ようやく引きがっている。翌年に加藤は会津

に国替えとなつて佃家も去つたから、佃氏の久万山支配は寛永四年で終つた。

加藤のあとには出羽国上山かみのやまから蒲生忠知たんかちが二〇万石（近江国日野と合せて）で入つたが、その治世は短かく、寛永一年（一六三四）に忠知が参勤交代の途上、京都で死去したため蒲生家は断絶した。

寛永一二年（一六三五）に伊勢国桑名から松平定行が一五万石で松山城主として入国する。定行の父定勝は家康と同じ母から生れた弟であるから、將軍家の親藩である。定行の弟の定房も三万五千石で兄を援助する意味をもつて今治に入った。伊予八藩名、藩祖・石高・入国年を記すと次のようである。

松山	松平定行	一五万石	寛永一二年（一六三五）
宇和島	伊達秀宗	一〇万石	慶長一九年（一六一四）
大洲	加藤貞泰	六万石	元和三年（一六一七）
今治	松平定房	三・五万石	寛永一二年（一六三五）
西条	松平頼純	三万石	寛文一一年（一六七一）
吉田	伊達宗純	三万石	明暦三年（一六五七）
新谷	加藤直泰	一万石	元和九年（一六二三）

小松 一柳直頼 一万石 寛永一三年（一六三六）
四国を見渡すと阿波国が一藩、土佐国が一藩、讃岐国が二藩に対して伊予国八藩は分割されすぎている。おまけに川之江・別子銅山その他に天領と呼ばれる幕府直轄地があった。

もっとも伊予国も本来は四藩ともいふべき成立ちであつた。松山と今治、宇和島と吉田、大洲と新谷、西条と小松はいずれも本家分家の関係にながっている。松山と今治こそ兄弟協力すべく当初から二藩として出発していたものの、宇和島から吉田、大洲から新谷、西条から小松はいずれも弟に分治を願ひ出て成立したものである。ただ西条藩は寛永一三年（一六二六）、一柳直盛にはじまり、川之江も領内に含まれていた。二代直重が弟直頼に一万石を分けて小松藩を立てさせ、三代直興が役目不行届きの理由で寛文五年（一六六五）に取つぶされ、御三家の紀州藩の二男松平頼純が西条藩主となつて、小松藩の一柳分家だけが幕末までつづいたわけである。

江戸時代の大名は領地から収穫される一年間の籾の総高をもつて何万石の大名というように呼ばれた。これをきめ

るのを検地といい、まずその土地の面積を測り日照・土壌・地形・湧水などの条件をみて上・中・下・下々の等級をきめ、一段につき上田は一石五斗とれる。中田は一石三斗とれるというようにきめた。畑の場合も米に換算して上畑は一石二斗、中畑は一石というようにきめた。したがって等級の石高に面積を掛けると、その地の収穫高がきまる。検地帳は一村ごとに集計されたが、その領地の収穫高一万石以上あるものを幕府から直接もらったのが大名である。

松山藩一五万石の範囲は、

- 温泉郡三五村 高二万一、八一五石九斗五升四合
- 風早郡七八村 高一万六、一五二石五升六合
- 久米郡三二村 高一万五、七九〇石二斗五升七合
- 野間郡二九村 高一万四、九一五石八斗三升八合
- 和気郡二二村 高一万四、二四六石一斗二升六合
- 柔村郡二六村 高一万三、〇二五石一斗八升七合
- 浮穴郡四三村 高二万二、一二〇石三斗四升一合
- 伊予郡一九村 高一万三、五七一石七斗七合
- 周敷郡二四村 高一万〇、二三〇石九升八合
- 越智郡二三村 高一、一三三石四斗三升六合

で伊予国一四郡のうち一〇郡にわたり、うち温泉郡以下六郡は全域、浮穴郡以下四郡は他藩と分けている。

松山領浮穴郡のうち久万山は俗に六千石の地と呼ばれた。その村名と石高を記したものとしては三代將軍家光の晩年に当る慶安元年（一六四八）の「伊予国知行高郷村数帳」が最も古い。これは京都大学から譲りうけて現在県立図書館に所蔵されている。最近に同図書館から研究者への便宜のため公刊されたので、久万山分について左に転載させていただく。（石高の表現は読みやすく書き改めた）

- 一高五一五石八斗三升 東明神村
- 内 田方 四三四石八斗五升一合 日損所
- 内 畠方 八〇石九斗七升九合 野山有
- 一高三〇〇石一斗二升 西明神村
- 内 田方 二七八石二斗二升 日損所
- 内 畠方 二一石九斗 野山有
- 一高三〇〇石 入野村
- 内 田方 二二一石九斗二升二合 日損所
- 内 畠方 八八石七升八合 野山有
- 一高二五〇石 町 村

内 田方 一九八石六升六合 日損所
畠方 五一石九斗三升四合 野山有

一高五二八石 菅生村

内 田方 三七九石四斗八升 日損所
畠方 一四八石五斗二升 野山有

一高一九二石四斗七升 有枝村

内 田方 一九石六斗三升 日損所
畠方 一七一石八斗四升 野山有

一高三〇二石一斗四升 大川村

内 田方 一七〇石一斗七升 野山有
畠方 一三〇石九斗七升 柴山有

一高二七九石五斗五升 黒岩村

内 田方 二九石四斗一升 日損所
畠方 二五〇石一斗四升 野山有

一高二四〇石三斗 日ノ浦村

内 田方 二二石四斗 日損所
畠方 二一七石九斗 野山有

一高二七〇石五斗七升 柳井川村

内 田方 三一石五升 林山有
畠方 二三九石五斗二升 野山有

一高二五九石二斗八升 西谷村

内 田方 四石五斗 林山有
畠方 二五四石七斗八升 野山有

一高一四二石四斗四升 久主村

内 田方 三三石八斗四升 日損所
畠方 一〇八石六斗 野山有

一高三三〇石二斗八升九合 黒藤川村

内 田方 一石八斗 林山有
畠方 二二八石四斗八升五合 川有

一高 九三石七斗八升二合 沢渡村

内 田方 一一石二斗 野山有
畠方 八二石五斗八升二合 川有

一高一〇〇石一斗三升 仕出ノ下村

内 田方 七石五斗五升 野山有
畠方 九二石五斗八升 川有

一高二八四石四斗四升 七鳥村

内 田方 六石三斗 柴山有
畠方 二七八石一斗四升 川有

一高三三二石五斗四升 東川村

内	田方	三五石七斗	柴山有
	島方	二八石八斗四升	野山有
	一高九〇八石		北番村
内	田方	一九四石九斗三升	林山有
	島方	七一三石七升	野山有
	一高七二三石三斗六升		畑ノ川村
内	田方	五六七石四斗二升	林山少有
	島方	一五五石九斗四升	野山有
	一高二〇〇石三斗三升		野尻村
内	田方	一一五石八斗九升八合	日損所
	島方	八四石四斗三升二合	野山有
右之内	一六七石		松平隠岐守分
	三三三石三斗三升		加藤出羽守分

右の松山領久万山分二〇カ村、石高合計六、四〇九石二斗四升一合となる。これを明治初年旧藩主久松定昭から松山県庁へ引ついだ二四カ村石高六、四二四石七斗七升九合と比較すると、四カ村一五石五斗三升八合の増となつていゝるにすぎないから、まず藩政時代二三〇余年を通じて久万山は六千四百石余の地と見てよいであらう。

藩政時代に現地で農民支配に当るのは郡奉行や代官であるが、彼等は村民の一人々々を支配するのではなく、村の年貢率をきめるのみで、その取立てにしても犯罪者の取締りにしても村全体の共同責任として、いちおうその自治にまかせてわずらわしい村の内部に立入ることを避けてゐる。

各村には村役人というものがある。その長が庄屋で、村を代表すると共に代官のさしずに従つて村政に當つた。庄屋以下の村役人は藩によって多少の違いがある。松山藩では庄屋を補佐する組頭や、郷筒ごうづつとよぶ保安係などがあつた。平常の事務は村役人が処理するが重要なことは百姓寄合いできめ、また近隣どうして五人組を組織して、組内から犯罪者を出さぬよう、年貢を完納するよう戒め合はせてゐる。

また郡内の村々に共通する事がらを処理するため大庄屋とか改庄屋かへたふというものがあつた。久万山は浮穴郡のうち山分として行政の一単位をなしてゐた。久万山役人づけといふものを見ると代官一、元締一、手代四につづいて大庄屋二、大庄屋格二名、改庄屋一又は二名、また時には改庄屋

・役人格というものもあつた。格は見習いというところであらう。なお藩政時代を通じて三坂を越えた窪野村、久谷村が久万山分に入っていた。これは二村にとつては不便だつたらしく、しばしば里分に編入することを願ひ出て、また一時的には里分に属したこともあつた。これ全く奉行・代官などが久万山に登るとき休憩その他の便宜からであつたと思われる。

藩政の中心は何といつても年貢米の徴収にあつた。支配者の農民観をしめす言葉として伝えられているものには厳しいものが多い。本多正信が二代將軍秀忠の問に答えたものの中に、

百姓は天下の根本なり、これを治むるに法あり、まず一人々々の田地の境目をよく立て、一年の入用作物を見つもらせその余を年貢に収むべし、百姓の財は余らぬよう、不足なきように治むること道なり。

とあり、また「百姓は死なぬように生きぬようにと合点いたし、収納申しつくるよう」とか、「百姓とごまの油はしほればしほる程出る」などといった政治家もある。

年貢の率は四公六民とふつうに言われて、収穫の十分の

四を年貢として出すものであるが、時に五公五民、久万山あたり六公四民という例が多い。年貢率をきめるのに二つの方法があつて、その年の作柄わざぐらを調べて率をきめるけんみと、定免じやうめんといつて過去数年間の収穫高の平均を見て豊凶にかかわらず一定の率とする場合があつた。久万山では寛文七年から延宝元年（一六六七―一七三三）の七年間、元禄一〇年から享保一〇年（一六九七―一七二五）の二九年間は定免制であつたが、前期は各村平均が六・二、後期六・六という高率になっている。しかし実態はよく判らない。窪野村などは前期一三、後期一三・九となっているが、これでは収穫高以上を取立てたように見えるが、実際は村高以上に時のたつに従つて新田の開墾が行われたり、また裏作の麦に対しては年貢を取らなかつたりするのである。

久万山の庄屋家には戦国時代の土豪から出たものが多い。久万・小田郷では大除城主大野家の一族または配下の支城主の子孫と称する者が多く、絶家を防ぐため庄屋どうして養子縁組をして親戚関係を作っていた。

ここに県立図書館所蔵の「久万山手鑑」によつて八代將軍吉宗の晩年の寛保の頃（元年は一七四一）の各村庄屋名

と、同図書館所蔵の「松山領里正鑑」によって明治五年六月九日、庄屋所廃止の時の村名・当主名を掲げておく。

(寛保の頃)

(明治五年)

東明神村	新右衛門	船田信衛
西明神村	源兵衛	梅木源平
入野村	孫右衛門	山之内誠一郎
久万町村	次郎左衛門	鶴原五郎太
野尻村	次郎左衛門	鶴原五郎太
菅生村	善左衛門	小倉高太郎
有枝村	弥次右衛門	山内寅吉
大川村	五郎右衛門	土居通昌
上黒岩村	権之助	土居通昌
中黒岩村	次郎右衛門	居村大川村
日野浦村	次郎右衛門	居村日野浦村
沢渡村	次郎右衛門	船田清平
柳井川村	尾形清右衛門	居村日野浦村
西谷村	半蔵	船田清平
久主村	与次兵衛	鶴原右源太
齋川村	重右衛門	梅木盛久
仕出村	助四郎	居村七鳥村
		船田左源治

七鳥村 助四郎 船田左源治
 東川村 伝太夫 梅木伝
 大味川村 小倉平左衛門 菅昌喜
 杣野村 孫兵衛 小倉利八
 直瀬村 小倉平左衛門 小倉宗衛
 上畑野川村 土居喜兵衛 居村下畑野川村
 下畑野川村 土居喜兵衛 梅木盛謙
 梅木盛謙

これで見ると明治初年の久万山二四村の名は八代將軍吉宗(松山藩主六代定喬^{たか})の頃にはすでに出来ているし、寛保の頃は苗字を許された庄屋は尾形・小倉・土居に過ぎないが、他の庄屋は名乗りこそしないが、苗字は先祖代々持っており、それはだいたい明治五年の苗字であったと思われる。もっとも村によって庄屋の家柄の替ったものもあったようである。

また久万山の戸数・人口・牛馬数については次のような数字が記されている。

一古来よりの家数	三、〇三六軒
一宗門人高	一九、〇六八人
内男	九、五六一人

女	九、三七八人
出家	三三人
道心	八人
禪門	一四人
医師	六人
社人	三三人
山伏	一九人
座頭	一人
替女 <small>ごせ</small>	四人
神子	二人

一牛馬数

二、二四五疋

内馬

一、六〇七疋

牛

六三八疋

なお久万山二四村を三大別して口坂くちばん・下坂しもばん・北坂きたばんと呼び
 ならしていたようである。坂ばんをまた番とも書いた。その場
 合、口坂とは東明神・西明神・入野・久万・菅生・上野尻
 の六村、下坂とは有枝・大川・上黒岩・中黒岩・日野浦・
 沢渡・柳井川・西谷・久主・黒藤川の二〇村、北坂とは大
 味川・杣野・直瀬・上畑野川・下畑野川・仕出・七鳥・東

川の八村を指していた。さきに挙げた慶安元年の郷村帳で
 は北番村とあつて大味川・杣野・直瀬の三村名はまだ現れ
 ていない。

第二節 四国遍路

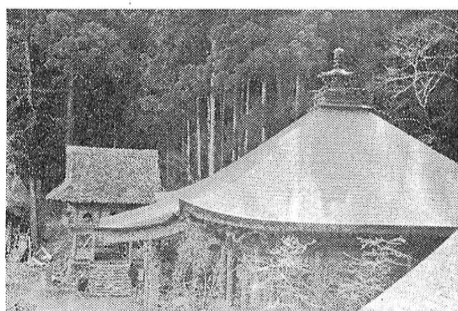
久万山には四国八八カ所の札所のうち四四番の菅生山大
 宝寺と四五番の海岸山岩屋寺があつて、全国各地からの遍
 路の巡拝がある。このことが久万山住民に他国の人に接す
 る機会を与え、そのことによって文化を高めることにも役
 立ったように考えられる。

四国八八カ所の巡拝はいづごろから始まつたであらう
 か。弘法大師の死後、弟子の真濟しんぜいがその遺跡を遍礼したの
 に始るといい、あるいは五一番石手寺の由来に出てくる衛
 門三郎という者が、大師の跡を追つて四国の霊地を巡つた
 のが遍路の始まりともいわれている。

八八カ所の文字の記されたものは高知県土佐郡本川村の
 地藏堂にかけられた鯿口の銘に、「……村所八十八ヶ所、
 文明三天三月一日 妙政」とある西暦一四七一年のものが

現存するものでは最も古いようであるから、すでに室町時代のころには八八カ所の巡拝が行われていたものであろう。しかしそれは今日の四国八八カ所の札所とは一致しない。

巡拝が盛んになったのは江戸時代も西暦一七〇〇年ころの元禄時代からで、高野山の寂本が元禄二年（一六八八）に書いた「四国遍礼霊場記」や真念の「四国遍礼道指南」といった案内書が出るようになってからであろう。この寂本の「四国遍礼霊場記」を見ると一番に讃岐国の善通寺をおき、札所は九四カ所ある。八八カ所を現在のように一番を阿波の霊山寺（いぶきやま）におき、ずっと阿波・土佐・伊予・讃岐とまわり、八八番大窪寺に終るようなコースを取るようになったのは正徳年間（元年は一七一一年）以後のことである。このコースから考えて四国巡拝をはじめたのは西国三カ所の巡拝をはじめた畿内の人々が、四国路へ足をのばして鳴戸に渡り、鳴戸の一番霊山寺からはじめて讃岐国大川郡長尾町の八八番大窪寺で終り、そこからほど近い阿波の一〇番切幡寺に出て、はじめに来た道を九番、八番と逆にたどって鳴戸に出て船で帰るという便宜のように思われ



岩屋寺

る。

文化・文政といった江戸時代も後期ののどかな時代になると一般人の四国巡拝も盛んとなって来た見え、例の弥次喜多の「東海道中膝栗毛」を書いた十返舎一九が「金の草鞋」というものに四国遍礼を書いてある。大宝寺・岩屋寺のあたりは

次のように記してある。

……此先にひわた坂、大洲と松山御領分の境、それより熊の町を過ぎて菅生村なり、

四十四番すがう山大ほう寺大かく院、文武天皇の大宝二年建立、本尊十一面観音、御詠歌、

今の世は大悲の恵みすがう山

道には弥陀の誓ひをぞ待つ

此の間、すべて接待多し、

これよりはたの川、此の処にて荷物を預けて、いわやへ行くべし、此所へもどるなり、菅生にて梅干の施行ありければ、

施行とて菩提の種を蒔きつるは

これ梅干のすがう山なれ

それより住吉・薬師堂・焰魔堂を過ぎて、右の方の道を行く、

此所より岩屋へ一里山坂道なり、

四十五番窟寺かいかん山

この寺の岩山の姿面白く、本尊石の不動なり、御詠歌、

大衆の祈る力の実に窟

石の中にも極楽ぞある

これよりはたの川へもどり、住吉の宮より右へ行く、かさ村・

東明神・西明神坂、峠より松山の御城、みつの浜・伊予の小富

土見えて絶景なり。

とある。大宝寺から峠御堂の峠道を越えて下畑野川に出て

荷物を預け、五ヶの山道を岩屋寺へ往復して畑野川にもど

り、大宝寺の方へはもどらず住吉神社から千本・高野と歩

いて西明神へと出たのである。かさ村は北村のあやまり

であろう。作者は実際に来たのか、案内記類によって作っ

たものか、地名などにもあちこち間違いもあるようである

が今から一七〇年ないし一八〇年といった昔に十返舎一九が、わが郷土のことを書いてくれているのはうれしい。

第三節 土佐街道

藩政時代に松山城下から高知城下に行くのに最も近い道として、久万山を通る土佐街道があった。

「伊予古蹟志」というものを見ると、松山から高知までは二五里一八町余と記されている。一里を四ヶと見て一〇二ヶの行程である。次のように記してある。

松山より土州に至る里程、松山札の辻より南、荏原に至る三里、荏原より熊町に至る四里、熊町より有枝に至る一里有半、有枝より七鳥に至る一里有半、七鳥より池川に至る六里、池川より横田に至る三里、横田より越智に至る一里、越智より佐川に至る一里、佐川より高知に至る七里、通計二十有五里十八町三十八歩。

とある。もつと近道もあつたらしく、幕末のころ野沢某の書いた「久万山郷之図」というものに次のような書入れがある。

近道、久万より下畑ノ川村道へ行き、それより東川村へ出、これより土佐領用居村、此所に番所あり、番所右手河原へ出て通りぬける道あり、これより池川村へ出、黒森という峠を越え、それより家老佐川の城下へ出、それより六里行くと高知御城下、右里敷松山より十八里、人馬とも自由なり。

というのである。山道は木の枝のように多いといわれるから、各所に近道があったと思われる。

ともかく松山方面から久万山を通って土佐に行く道は、ずい分古くから開けていたと考えられる。さきに書いた一遍上人は道後で生れ、文永八年(一二七二)秋から三年間、窪寺のほとりに庵室をかまえて修行し、ついで文永一〇年七月に岩屋に参籠している。窪野が現在の窪野にまぎれない事からみて、三坂道を登って菅生山から岩屋寺へ来たものと思われる。さらにここから土佐へ通ずる道があったに違いない。

その街道が盛んに使われるのは、やはり藩政時代になってからであろう。「松山叢談」の六代定喬たかの条を見ると、街道に里塚を立木で作つてあるが、木では年々修理がわずらわしいので、寛保元年(一七四一)三月に立石に改めて

建てさせ、文字は祐筆の水谷半蔵らに書かせたとある。これが今に残る「松山札辻より何里」とある里塚石である。土佐街道は「松山古志談」というものによると、松山札の辻から、

- 一里 久米郡天山村
- 二里 浮穴郡森松村
- 三里 浮穴郡荏原村
- 四里 久万山久谷村 馬次
- 五里 同 窪野村之内桜休場
- 六里 同 東明神村
- 七里 同 久万町村 馬次
- 八里 同 菅生村
- 九里 同 有枝村
- 十里 同 七鳥村
- 十一里 同 東川村
- 十二里 同 齋川村

となつており、さらに一八町歩いて土佐国境となるのである。

つまり土佐街道というものの伊予国の方は松山札の辻を起点として一二里一八町、ちょうど五〇峠で、この間に一

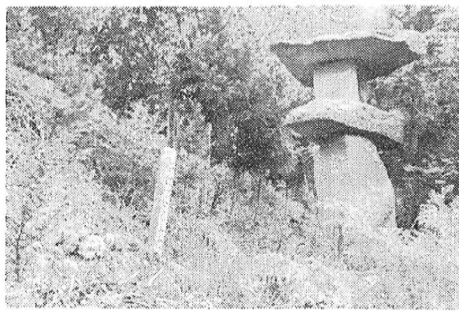
里から一二里まで一里ごとの道しるべの石標が建てられていた。この中で七里の久万町村は最も大きな町をなしていたから、馬で旅する人はここで乗替え、高知―松山を通ずる旅人は宿をとり、また行商人の定宿もあってにぎわった。また久万山―松山間では三坂を越えた久谷村の丹波が馬つぎとなって、茶店も繁昌したようである。

さて里塚石は現在松山から三坂まででは二里の森松が残っているだけで、他は失われてしまったが、久万山分の六里の東明神から一二里の黒藤川までは全部残っている。このうちもとの位置を変えてないのは六里の東明神、八里の菅生分、九里の有枝、一〇里の七鳥、一一里の東川だけである。もっとも八里石はテレビの受信塔を作る工事の時、落石のため折れて、今は久万町教育委員会に保管されている。

三坂峠の旧道を越えた土佐街道は、現在の東明神のバス停の下方、田を築き上げた石垣のかどに立つ「松山札辻より六里」の石標の所に出てくる。草鞋がけで踏みしめた古道が今も残っており、道の外側には古びた常夜燈も立っている。この道が本明神あたりで現在の国道すじに入り、入

野を経て七里の久万町村に出る。七里石はいま久万中学校の上手の人家の前に立っているが、これはもとの位置ではない。

久万町村からは、ほど町なかの道を経て野尻に出、宮の前から越峠こよつとに向い、久万造林会社の杉山の中の道を抜けて「はじめの峠たけ」にのぼる。はじめとは山椒のことらしい。この高度七〇〇呎の峠道に八里石が立っていた。ここから山道を下って有枝川をわたり、東に二ふ登って高度六



十 里 石 (七鳥)

五〇呎の色峠いろのたけに達するが、その手前の杉林の道わきに九里石が道に深くめり込んで立っている。

ここから程野を経て、谷川に沿うて街道は東南に下り、やがて谷川と分れて「かしが峠かしがたけ」という小さな峠を東に越えたと七鳥の集落と、屈曲した

面河川の流れが眼下に展開する。街道は峠からゆるやかな勾配をもって七鳥に入り、畑と人家を縫うて十里石に出る。真下に県道が通っているが、里塚石のあたりは古びた常夜燈もあって昔の面影を残している。街道は東光寺の前をぬけて県道へ下り、これを横切って面河川べりに出る。

熊野神社の下手にかかる木の橋を渡り、対岸の山を東へ登って行くと高山に出る。高度五〇〇呎で、来た道を振り返ると、まことに美しい眺めである。

街道はここから山道を東南に二キロ、高度九〇〇呎の立石と呼ぶ所に出る杉林の中に十一里石が立っている。立石はテレビ受信塔の下で、黒藤川から養川に越える道に面しており、ここに高石久次郎ら三名の頌徳碑が大正八年に建てられ正面に天下泰平と刻まれている。立石と呼ばれるのはこの碑のためであろう。この道は土佐街道と四つ辻をなしている。

ここから振り返ると西北一直線上に七鳥・程野・はじめの峠・久万町が起伏する山のうねりに見えかくれする。まさしくここは土佐への最短距離という感が深い。さらに真東をさして九五〇呎から一、〇〇〇呎の山の尾根を踏んで

猿楽さるがくにある十二里石に達するのであるが、この間は廃道となつて久しい。現在は養川からか、ヨラキレからか、別の道から行くしかない。

亀甲形にわだかまる、たたみ四〇畳敷以上もある巨石がある。これが猿楽石で、街道を距てた大師堂の前に十二里石がある。この最後の標石は一〇〇呎ほど土佐寄りに立っていたのを、大師堂まで動かして来たのだと聞いた。ここから尾根は北に退いて、土佐境まで一八町（二キロ）の街道は草原の中腹を横がけに進む高度一、一〇〇呎の平坦な道であるが、今は人の通らぬ茨の藪である。

予土国境は標高一、二〇〇呎、石の地蔵尊が二基、熊笹の中に埋れている。眼下に開ける土佐の山々は東に遠く幾重にもかさなりかさなつて墨絵のように見える。ここからお大師様でにぎわつたという水峠みずとうげを越して池川に出る所は、雑誌深山ざっし深山と呼ばれる原始林で、苔むした巨木の中をくぐる昼なお暗い荒涼たる風景であつたらしいが、今は開墾されている。

第四節 百姓一揆

一、久万山一揆

松山藩六代藩主松平定喬さだかの寛保元年（一七四一）七月五日から八月一三日にかけて、久万山農民およそ三、〇〇〇人が隣藩大洲城下に逃散ちゆうさんしたという事件がある。逃散は百姓一揆の一つで、領主に反抗して耕作をやめて他領に逃れて生きる道を求めようとするもので、領主側としては年貢は取れず、土地は荒れ、しかも悪政を天下にさらすことになるので非常に効果的であった。しかし「斬捨て御免」の武士の時代に領主に反抗すれば首謀者は死罪となるのが通例であったから、これは生か死かの極限に追いつめられた場合の、最後の反抗と見るべきものである。

では久万山農民をそのどたん場まで追いつめた理由は何であったろうか。いっばんに上席家老奥平久兵衛が久万山横領をたくらみ、久万山に重税を課して、自分の領地としてから重い課税をしたという非難を受けぬようにしよう

という計画が、事前にこの反抗にあい遠鳥となったというように伝えられているが、そうではないようである。この事件をくわしく記した「松山叢談」によると久万山は山畑が多くて年貢米が納められぬため、特産の茶を売って時の米相場にしたがって銀納している村々が多かったが、近來米の値段が上がって、反対に茶の値段が下って年貢納入に苦しんだ。ことに享保一七年という関西をおそった大飢饉からわずか九年後のことで、飢饉のためうけた痛みが十分に回復していなかっただけに、こうするしか生きる道がなかったと記されている。だがこの説明も十分ではない。

久万山一揆は実際は大洲逃散の四ヵ月前の三月七日に起っている。それは大味川・東川・七鳥・仕出・有枝・直瀬の六ヵ村が松山城下に願ひ事があると称してまず三坂を越えて久米村の八幡宮まで出ており、つづいて久主・黒藤川・日野浦・大川・沢渡・上黒岩の六ヵ村が土居村まで、さらに西谷・柳井川二村が石井村まで出たが、いずれも差留められてそれぞれ一泊した上で、久万山代官関助太夫はじめ久米郡代官、郡奉行らに久万町村につれもどされているのである。

その時、これら一四カ村の者が代官に歎願したのは、松山藩が近年定めた「紙方新法」というものを取やめてもらいたい、という事であった。これらの村々は田の少ない北坂・下坂筋で、畑作と茶の外に山畑へ楮こうぞを植えてこれを原料にして農閑期に紙を漉いて売り、生活をうるおしていた。

財政困難となつて来た松山藩ではこの紙に目をつけて、財政補強のため紙の専売に乗り出した。つまり楮の強制買上げと、紙漉の強行であった。代官への歎願三カ条を見ると、「紙方新法」というものが、どんな内容であったかがわかる。

- 一、楮の株改めが行われて、何千本につき紙の斤目何程と見積つて買上げられるが、見積が多すぎて他から楮を買入れねばならぬが、値違いで損失が大きい。
- 二、紙漉百姓は紙斤目いくらとして代米をもらうか、納入の日限をきめられて百姓仕事に差支え迷惑する。
- 三、紙方掛役人の送り人馬、飛脚状持ちなどに要する費用が多くかかり、立ち行かない。

というのである。この願いに対して紙方奉行穂坂太郎左衛

門、郡奉行吉岡平右衛門、代官関助太夫らをとつた処置は、紙漉村である北坂、下坂の百姓たちを納得させるものではなかったらしい。

そのため、七月五日に下坂の久主村百姓が村出を起し、しだいに川を遡つて下坂の村々を合流させ、これに北坂が加わり大洲城下に逃散の形をとつて来た。松山藩に願ひ出てもらちがあかないことがわかつた今は、無益な抗争をするよりは村を捨てて、日雇いでもよい、大洲城下へ出て加藤の殿様に歎願して領内においてもらおうというのである。この集団は七月八日に大洲領の露峰村まで、一日には白杵村、一二日には内子村まで進み、河原で一泊している。

松山藩主の定喬は二六歳で参勤交代の途上にあつた。留守役人としては何とか穩便に解決したいと思ひ、郡奉行らがその後を追ひ、どのような願ひであろうとも聞き届けるからと諭すが、彼等は役人の言うことはいっさい聞かず、一五日には遂に大洲城下にたどりついた。

万策つきた代官関助太夫は、菅生山大宝寺の齊秀せきしゅう(同寺中興四世)に百姓帰村の取なしを頼み、遂に齊秀の大洲で

の説諭で解決するのであるが、百姓一揆というものは一つの勢いで、口坂の久万町村などは、もともと一揆を起すほどの理由もないのにその中に巻き込まれた形であった。斉秀の指示にしたがって各村々は願筋というものを書いて藩に提出することになるが、もともと紙漉村から動き出したこの一揆は、紙を漉かぬ口坂村々の願筋にはならない。そのため久万山全体に共通する願筋が必要となる。それが「米の値段が上り茶の値段が下り、金納の年貢に苦しむ」という「松山叢談」の記事となったものであろう。もちろん下坂、北坂の村々ではみな「紙方新法」の取やめを願筋の中に特筆している。

こうしていっさいを斉秀にまかせることにした百姓たちは村出以来三三日目の八月一日によく自分の村に帰って来た。いっぽう斉秀の手から藩に提出された村々の願筋は大きくまとめて二五項目くらいになるが、藩でも一々検討の上、まず「紙方新法」の取やめをはじめだいたい願筋は聞き届けるといふ寛大な処置に出ており、斉秀もなっとくした。その申し渡しは上席家老水野信左衛門がみずから久万町村の法然寺に出張して、各村の代表者に対し

ておこなっている。ただ年貢率の引下げという願い出については不許可となっているが、他郡とのつり合いもあつてのことと思われ、百姓たちもこの申し渡しに満足している。なお久万山全体に対し救米三千俵を与え、首謀者の取調べもなく、一人の罪人も出ていないのは大宝寺の顔を立てたもので、米一五〇俵を斉秀に送って労を謝し、また大洲加藤家および百姓の宿泊先へは謝礼の使を送っている。

また藩の責任者処分としては家老奥平久兵衛を生名島へ、紙方奉行穂坂太郎左衛門を二神島へ、物頭脇坂五郎右衛門を大下島へ流罪にし、それぞれの家族もみな罰せられている。

一、土佐農民の久万山逃散

1、池川紙一揆

天明七年（一七八七）に土佐国の用居・池川・名野川の百姓七〇〇人ばかりが松山藩を頼って菅生山まで村出した事件がある。世に池川紙一揆と呼んでいる。

この村々は地理的にも久万山とよく似ており、やはり山

畑に楮を植えて紙漉ぎをしていた。藩買上げのものを「お蔵紙」というが、それを納入した残りは自由販売が許されていたので、伊予分からも紙商人が入り込んで取引が行われて、村々の生活をうるおしていた。ところが天明五年（一七八五）に土佐藩は財政不足を補うため、紙を専売として他国商人の出入を禁じ、京屋常助という者一人を指定商人としたため、これまでの相場よりも三割も安く買取られることになった。これでは紙漉百姓は立ち行かない。藩へしばしば歎願したが聞かれないのみか、代表者を厳罰にするといううわさまで伝わって来た。

百姓たちは村役人にかくれて会合を重ねた末、松山藩に逃散して日備いに使ってもらうように歎願することに決した。用居、池川の五六三名は女子供、老人には松山藩に住みついたら迎えに来ると言い残し、二月一六日の夜、池川のヤスの川原に集まり、ホラ貝を合図に水峠から雑誌深山を越えて一七日の朝、東川村の東古味、河崎神社までたどり着いた。

さっそく代表が東川村庄屋の梅木茂十郎を訪ねて、「松山藩に日備かせぎで置いてほしい」という歎願書の取次ぎ

を依頼し、その結果のわかるまでと、村民の世話で食事を与えられて神社で二泊したが、ここでは土佐に近すぎるといので、一九日に菅生山大宝寺に移った。また二四日には同じ境遇の名野川郷民一二七人が国境を抜けて大宝寺に来て合流し、その数六九〇人となった。

松山藩では郡奉行金子万右衛門が久万山郷の村役人を召集して菅生山一帯を警戒するし、土佐藩は村役人の急報で郡奉行林数馬らが松山藩の許可を得て入国し、二五日に久万町の菊屋与右衛門方に泊って、金子の援助を得て策を講ずる。

菅生山は時ならぬ混乱である。七〇〇人を本堂と五つの坊に分宿させ、酒を禁じ、食事は松山藩から朝一汁一菜、昼は握飯二個、夜は粥を与えたが一日の入用米四石余、お茶一日七斤を要した。寺の入口には新しい番所を作り足軽二名、郷簡二名が詰め、大庄屋の許可札を持つ者だけを通し通路には附添をつけて参詣させた。

両藩の郡奉行は、「願筋は聞届けるから帰国するように」とかわるがわる説諭するが、役人の言うことはいっさい聞かない。二〇日たっても動こうとしない。彼等は東川村庄

屋に取次いでもらった松山藩の回答を待っていたのである。しかしその松山藩も土佐藩の体面を思い、他藩の者を引取るわけには行かないと、彼等の願いを拒絶して来た。失望した百姓たちは、改めて大洲藩への立退きを計画しはじめた。

日を経過するほど百姓たちは危険にさらされる。大宝寺七世の住職快豊は、何とか円満に解決させてやりたいと、調停の役を買って出ることを決意した。そして下寺の理覚坊と七鳥村の末寺、西光寺を呼んで、まず久万町宿泊中の土佐藩奉行林数馬の諒解を求めさせた。林としても他藩に数十日も留って途方にくれていた矢先なので、寺院の手による解決策を承諾した。

快豊は、処罰を受けることのないように取計ってやるからと百姓たちをなだめて、彼等の願筋を書き出させた。願いは一七カ条にわたるものであったが、これを林を通じて土佐藩に伝えると共に、西光寺を高知城下に遣わして同宗の常通寺に百姓に後難のかゝらぬように奉行所に交渉してもらおうよう依頼した。

こうした寺門の骨折りが成功して、百姓の逃散の罪は問

わず、もと通りに平紙の自由販売をゆるされることになって、百姓たちは国境まで常通寺に迎えられて三十余日ぶりに帰村することが出来た。

2、名野川一揆

天保一三年（一八四二）七月に名野川郷民三三〇人が、ふたたび久万山に逃散して菅生山にこもるといふ事件が起っている。

名野川郷の大庄屋小野庄右衛門が数年にわたって過分に年貢を取立てたことがわかって百姓が騒ぎ出したとき、遅越庄屋藤崎命平と大尾庄屋上岡下助が大庄屋に年貢取すぎの払いもどしを迫って百姓を煽動したというのである。小野は藩から謹慎となり、出頭を命ぜられた藤崎命平は自殺し、投獄された上岡下助は獄死した。二人に指導されていた名野川郷の遅越村・下名野川村・森山村・北川村の村民らはこの藩の処置を不当として七月四日の夜、峠ノ越の氏宮に集まり、森山・大尾から国境を越えて、久万山分の久主、稲村・黒藤川の道を抜けて七鳥村の熊野神社にたどりついた。

土佐側庄屋から緊急事態発生連絡を受けた東川村庄屋

いつ誰が描いたものか不明であるが、天保一三年に七鳥村に名野川郷の逃散民が来た時のようすを漫画風にかいている。山盛りの飯を出されて鍬・鎌・脇差の類を持った百姓たちは大いに氣勢をあげている。文字は所々虫が食って読めぬ所があるが次のようである。（□の部分には虫食い文字読めず）

時に天保十三寅年七月五日午ノ中刻、土州名野川村遅越・北川・森山百姓、伊予国久万山七鳥村え蜂起して鉄鉋数百挺、鎌・鍬・腰指山刀式尺余り鉄作りを帶し道を妨ぐ者は打捨との勢也、其喧事震雷落る如し、庄司船田助十郎、同苗舎弟豊之進、追惚郷筒梅木才助是道□□浜兵衛□□村方役人□□十人川辺に打寄、川□□待て止る事一時□□混之者止る事能わす、船田助十郎□□仰知の軍謀一□□当村に止宿、早打を以て松山龜山城に達訴□□太守公扶持させられ都合三百余人頭より二番三番立数を知らず国□□仁政日□□して昼夜□□を唱□□図の如し

入土州徳をとるより名野川に身上与州たのみ北川

遅越村森山村□□伊予国を□□して

二番立てみな遅越のひだる腹いよいよ高くめしを森山
鉄鉋飛道具故船田預る□□膳は蜂起之者食物出す古礼也



百姓逃散の図
(久万町竹村シズ子氏旧蔵)

梅木伝左衛門は、七鳥村庄屋船田助十郎と共に、国もとに立帰るように説諭して見るが承引しない。土佐の近村の庄屋らも七鳥村に来て西光寺を宿所として、連れ帰る工作をするが受つけず、他へ移動しないように見張りをするばかりである。松山藩からは久万山代官津田半助の手代田村蔵之進、同中村小作はじめ大庄屋窪野村の船田虎太郎、直瀬村庄屋小倉惣左衛門、久万町大庄屋鶴原三蔵らも七鳥村に来て警戒に当り、まず百姓たちを村別に七鳥村の民家に分宿させ、取あえず久万町から米数百俵を取よせて彼等の賄いをした。

土佐藩郡奉行寺村勝之進からも、久万山代官に対して善処方を依頼して来たが、自らも下役をつれて一日に名野川に出張してここを本陣として、庄屋らを指揮し、連絡をとることにした。

もともと百姓らは菅生山を目指して村出して来たのであったが、土佐側の庄屋らは天明度のように事件を大きくせず、内々に収めたいとして説諭をつづけ、久万山側としてもこの考えに同調して七鳥村に留めたが、一〇日たっても解決しない。西光寺住職は国境に近いここに留め置いて召

捕られるのを見るに忍びず、本山扱いにしたいと考え、百姓らはひたすら菅生山入りを望み、ついに一六日に庄屋らの制止を聞かず、有枝村を経て菅生山に移った。

事ここに至っては土佐側役人としても百姓を召捕るしかないと考え、松山藩と連絡をとり郡奉行川田猪久蔵、毛利源六郎、寺村勝之進らは手勢をつれて畑野川村に入込み、二〇日久万町茶屋官蔵方で久万山代官津田半助らと懇談した。寺村勝之進は、津田にこのたびの労を謝した上、天明の時は百姓の申し分に理もあり寺門の扱いにまかせたが、それ以来郷民共は少しの事でも松山藩に出て菅生山にすれば願のままになるという気風を生じ、支配に困難を生じている。このたびの件は百姓が村役人の争いに加わって村出したもので同情の余地はないものと考えている。是非とも寺僧に手を引いてもらい、藩の扱いをもって帰国させたい念願であるから、松山藩に取次ぎ、ご協力を願いたい、と心中を打明けて懇願する所があった。

このことは津田半助としても同感である。早速に松山藩に願い出て許可を得、寺村勝之進に対しては二五日早朝を期して菅生山を取囲み、召捕るよう手配することを連絡

し、いっぽう大室寺住職（一二世弘阿）を呼出し、土佐側の意向を伝え、松山藩としても寺門の取扱いは認めぬことに決した故、百姓共にその旨を伝え、山門から出して土佐側に引渡すこと、帰村後にきびしい扱いはしないよう願っておくから、と言い渡した。

さて二五日、畑野川に待機していた土佐藩足輕およそ四〇〇人が一番手、二番手、三番手に分れ峠之御堂を越えてそれぞれ本堂右方から山際まで、本堂左方から山際まで、本堂正面を取かこみ、松山藩からも数百人の獵師、百姓にそれぞれ鉄砲、竹槍などを持たせて待機させ、逃散百姓は裏門から一人々々出して、腰繩をかけ召捕った。全員召捕った後で、獵師らは所持した鉄砲を一せいに打放したので、その音山谷に響き渡ってすさまじい有様であったと伝えてる。

事件の結末は逃散百姓三二九人のうち首謀者と見られる五四人を高知に送り、雷同した大部分の者は帰村させた。また責任者として寺村・川田・毛利の三郡奉行を免職し、大庄屋小野庄右衛門は苗字帯刀を取上げ、免職させられている。

第五節 飢饉と備荒貯蓄

江戸時代における大名の財政窮乏は時代の進むにしたがって甚しくなってくる。参勤交代に要するおびただしい経費のほか、幕府から課せられる江戸城、日光廟、京都御所の修理、東海道筋の川普請などの課役と、領内の風水火災、旱害の救助などに苦しんだ。さきに見たような百姓一揆は中期以後に全国的に多くなってくるのであるが、それは藩の財政難から年貢取立てがきびしくなったことに原因する。百姓一揆はまた三大飢饉といわれた享保・天明・天保期に激増しているが、これは財政難で藩の救済の手が行きとどかなかつたせいであろう。

享保一七年（一七三二）は、いわゆる享保の大飢饉の起つた年で西日本全体が大被害をうけた。松山地方では五月二〇日頃から七月上旬まで長雨が降りつづいたため、中旬になると稲は枯れ腐り、その上にうんかの害が加わって田畑の作物を食い荒らし、それは雑草にまで及んで一本の青草も見られない有様となった。食糧が極度に欠乏したため、飢えた百姓たちは袖乞いと称して松山城下へ集団で押

しかけたほどであった。

松山藩の餓死者三、四八九人、牛馬の死三、〇九七頭という多数に上ったため、藩主定英は幕府から謹慎を命ぜられていた。久万山の被害の状況は十分にはわからないが、享保の初年まで二万人といわれた久万山の人口がこの飢饉のために一万七、〇〇〇人となったという乏しい資料が被害のようすを物語っている。

このころの久万山の百姓たちの常用食物は、はなこ団子・ぞうすい・田芋の類であった。はなこ団子というものは説明によると、

とうもろこしの白き部分を粉にして団子としたるものなり、味もなく脂あぶらもなきものにして中等以上の農家にては多く牛馬の食糧とし、商家にありては捨てるものなり、白き部分を取る方法は、とうもろこしを臼にてひき割るとき、黄色の部分は米つぶ程にくだだけ、白き部分は粉になるなり、とあり、またぞうすいについては、

これは、はなこ団子よりはやや上等のものにして、とうもろこしのひき割りたるもの又はひえを少量に醬油かすをまぜたる流勳食なり、

とあり、田芋又は里芋というのは、

いもをくしにさし、あぶりにて飯料はかりまとするなり、とあって、

とうもろこしなどを通常の飯にたきたるは中等以上の農民の常食にして、貧家のものならず、

とある。これは明治一六年の記録であるから、江戸時代はこれ以下と見てよからう。ふだんの生活がこれだから、一たび飢饉に見舞われると言語に絶する悲惨な状態となり、数知れぬ餓死者が出るわけである。畑作が全くない時の食糧としては、山野に自生する「かずね」または「すみら」というものを掘って食したということが、ものの本に見えるが、その説明によると、

かずねと言って葛くわの根を山に入りて掘り食いが、これも少くなれば、すみらというものを掘りてその根を食せり、この類はその根をくだき、水にさらし、それを団子に作り塩煮して食す、すみらというものは水仙に似たる草なり、その根を多く取り集めて鍋に入れ、三日三夜程水をかえ煮て食す、久しく煮ざればえぐみありて食し難く、三日程煮ればしごくやわらかになり、少し甘味もあるようなれど、その中にえぐみ残れり、はじ

め一つはよく、二つめは口中に一ぱいになりてのどに下り難く、三つとは食し難きものなり、されど食つきぬれば皆よろう之を食して命をつなぐ、哀れなること筆に書きつくべきにあらず、

と述べられている。文中の「かずね」というのは大へん掘りにくい、山分では上等の食物とされている。「すみら」というのは彼岸花の根ではないか、と思う。古老に聞くところ、明治一九年の風水害の時は争って他村まで掘りに行き、これすら掘りつくしたという。

享保飢饉から四四年後の安永四年（一七七五）に、松山藩は財政困難と飢饉の備えとして、藩士には三年間の人数扶持、城下・三津などの町人には七年間銀を貯えさせ、各郡の村々に対しては同じく七年間の^{かといもみ}困^つ糶、つまり米を貯えることを命じた。藩士に対する人数扶持というのは最悪の給与で、禄高による米の支給をやめて家族数に応じて一人一日五合の米を支給するものである。家老の竹内久右衛門、遠山三郎左衛門はこの発令に際して、

本来は年貢で万事をまかなわねばならぬのには手一ぱいで、幕府から公事を課せられても役目が果せぬし、領内の水旱災に

対する貯えも全くない、いか程節約してみても今のままでは右の余裕を生み出す手だてがない。

と述べており、村々の貯米については、

飢饉の年を今年と考え上下苦勞を共にして水旱に備えること、豊年でなければ出来ぬこと故、実施中途で水旱などあれば武士も町人も田に出て農業を助ける覚悟でいてほしい。この貯米は決して年貢米に混ざることなく別途に扱うことにする。

と説明している。それでは向う七年間に村々が命ぜられた貯米額は、どの位であったろうか。いま「浮穴郡廿五ヶ村^{てかみ}手鑑」というものを見ると、松山領内の総額五万俵、一年間の積立てが七、一四二俵余、浮穴郡二五カ村の総額五、〇八七俵、一年間の積立て七二六俵余の割当てで一村平均一年に三〇俵ばかりであったことがわかる。ただしこの浮穴郡二五カ村というのは里分といわれた三坂以北をさしたもので、久万山二四カ村はこれとは別に割当てがあったはずであるが記録が見あたらない。おそらく村平均三〇俵たらずであったと思われる。これが奉行所の指揮によって一まとめにして久万町村に貯えられたようである。

この安永四年にはじまる^{かといもみ}困^つ糶の外に、久万山にその後

貯えられた米金は六種類あって、九〇年後の明治四年の廃藩置県のときに大庄屋に引き渡された。その総額は、

米 三、六六九俵二斗九升一合

金 二、三六三円九九銭

であった。その内訳の由来を要約すると、

1、安永四年非常水旱災予備米

はじめ「非常困糶」とよんだ。畑所村の分は田所村で引受けて積立て、毎年諸作の実るのをたしかめて秋の彼岸後に糶摺を許された。

2、郡役人差配米

発生年月不明、大庄屋の事務用として藩から各郡に渡された。久万山では年利一割で貸付けて利子二〇俵を村役人の給料に当てた。

3、天保九年、藩よりの下され米

天保飢饉のため諸郡に米千俵を下されたが、久万山分は二八石九斗九升八合あった。天保七年の飢饉は全国的で、特に関東が甚しかったといわれるが、久万山でも特に西谷村、大味川村の食糧不足は全戸におよび、木の葉、草の根を食いつくし、藁・黍のからにまで及

んだ。牛馬に至っては哀れをきわめ、旧記に「人の足音を聞くや食物を欲する体にて、破れ壁よりやせたる頭を垂れ、その有様実に駭然、ついに多くは餓死したり」とある。藩の救助の手がのびて人の餓死はなかったが、翌八年の春と秋にチフスが流行して死亡者が続出した。同じく旧記に、「御代官津田半助殿、郡医岡本裕甫に命ありて郡内病人を治療せしめしに、八畳の間へ渋紙を敷きつめ薬を山の如く調合なし、西谷はじめ病者ある村毎に与えられたる程の有様なり」と書かれている。

死亡を免がれた者も生計の道を失って住居を捨て他国に離散する者が多く、明き家、門潰れが出来た。特に西谷村、大味川村に多かった。

4、明門元備え金

久万山の戸数減少を防ぐため、藩から下されたもの。その利子で家を建て農具を与えて人口増加をはかった。

5、赤子養育米

生計困難から嬰兒の間引きが行われたので、弘化二年

(一八四五)に久万山から差出した御用米一四〇俵が藩の都合で差戻されたのを出産救助に当てた。

6、畑所年貢売米値違い積立

弘化四年(一八四七)から二〇カ年の畑所の年貢銀納と米価との差額を代官奥平貞幹が積立てたもの。

7、風損元備え

嘉永二年(一八四九)の風水害は倒家一〇〇余戸、道路・橋の破損、作物は半作または皆無という惨状であったので、藩から米一、五〇〇俵、銭札一九貫余を下り渡され、救済の残額を風損予備とした。

明治四年の積立米金は以上のように天明・文政・天保の飢饉をはじめ、風水害・旱害・難民の救済につとめた剰余金の蓄積で、行き届いた藩政の賜と云うべきであった。

これが今日に残る久万凶荒予備組合の起原となつてゐる。長い組合の歴史を見ると明治一四年にこの共有財産を村々への分割争議があり、二代松垣郡長が卓見を以てこれをおさえて久万山百年の計をたてて、積立てを植林事業と金融機関の設立に振向けた。久万銀行の前身、久万融通会社はこうして明治二六年に生れている。その後植林の育成

につとめた郡長松田虎次郎、それら先覚の志をついで三〇年間運営に當つた組合長新谷善三郎らの功績は大きく、天災地変による被害者や生活困窮者、育英資金、その他関係町村を利する事業に使われ、今日なお二六三畝余の山林の外、建物・有価証券・貸付金・積立貯金を共有財産として、運営をつづけている。

明治四年の廃藩置県に際し、旧藩主久松定昭の東京移住を阻止しようとして「久万山強訴事件」が起つている。これは新しい時世への移りかわりが理解出来なかつた頑民共の起した事件という批評もあるが、むしろ純朴な久万山人の旧主を慕う真情の表われと見るのが正しいと思う。

